

【別 添】

事 務 連 絡
令和3年8月6日

企業型運用関連運営管理機関 御中

厚生労働省年金局
企業年金・個人年金課

企業型DC加入者の iDeCo 加入の要件緩和に係る対応について

今般、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和3年政令第229号。以下「整備等政令」という。）」が同年8月6日付けで公布されたところです。

「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）」による確定拠出年金法（平成13年法律第88号。以下「DC法」という。）の一部改正及び「令和2年度税制改正の大綱（令和元年12月20日閣議決定）」を受け、確定拠出年金法施行令（以下「DC令」という。）を改正し、企業型確定拠出年金（企業型DC）に加入する者について、企業型DCの事業主掛金と個人型確定拠出年金（個人型DC（iDeCo））の掛金との合算管理の仕組みを構築することで、企業型DC規約の定めや事業主掛金の上限の引下げがなくても、月額5.5万円（確定給付企業年金（DB）等の他制度にも加入する者は2.75万円）から各月の事業主掛金を控除した残余の範囲内で（ただし、月額2.0万円（同1.2万円）を上限）、iDeCoの掛金を各月拠出できるよう改善を図ったところですが、令和4年10月の施行に向け必要な対応は別紙のとおりですので、その内容につき御了知いただくようお願いします。

なお、今後、確定拠出年金法施行規則（平成13年厚生労働省令第175号）と関連通知の関連部分の改正を予定していることを申し添えます。

また、参考資料とQ&Aを添付しますので、併せて参考としてください。

(別紙)

企業型DC加入者の iDeCo 加入の要件緩和に係る対応について

第1 企業型DC加入者の iDeCo 加入の要件緩和の内容と具体的対応

1. 企業型DC加入者の iDeCo 加入の要件緩和

現行、企業型DC加入者のうち iDeCo（月額 2.0 万円以内）に加入できるのは、拠出限度額の管理を簡便に行うため、iDeCo の加入を認める企業型DC規約の定めがあって事業主掛金の上限を月額 5.5 万円から月額 3.5 万円に引き下げた企業の従業員に限られており、ほとんど活用されていない現状にあります。

このため、令和 4 年 10 月 1 日以降、企業型DCの事業主掛金と iDeCo の掛金との合算管理の仕組みを構築することで、企業型DC規約の定めや事業主掛金の上限の引下げがなくても、月額 5.5 万円から各月の事業主掛金を控除した残余の範囲内で（ただし、月額 2.0 万円を上限）、iDeCo の掛金を各月拠出できるよう、改善を図ります。また、企業型DCのみならずDB等の他制度にも加入する者については、月額 2.75 万円から各月の事業主掛金を控除した残余の範囲内で（ただし、月額 1.2 万円を上限）、iDeCo の掛金を各月拠出できることとします。（DC令第 11 条及び第 36 条関係）（参考資料 1 頁）

2. 企業型DCの事業主掛金の年単位拠出の取扱い

企業型DCの事業主掛金と iDeCo の掛金については、平成 30 年 1 月から任意に決めた月にまとめて拠出（いわゆる年単位拠出）することも選択可能となっていますが、この仕組みは任意性が高く、これを把握・管理して iDeCo の拠出限度額を管理しようとする、国民年金基金連合会の事務処理・システム対応が極めて複雑化するため、今回の要件緩和は、事業主掛金と iDeCo の掛金について、各月の拠出限度額の範囲内での各月拠出に限ることにします。したがって、企業型DCの事業主掛金が各月の拠出限度額の範囲内での各月拠出となっていない場合は、当該企業型DCの加入者は iDeCo に加入できないことになります。（DC法第 62 条並びにDC令第 11 条の 2、第 34 条の 2、第 35 条及び第 36 条の 2 関係）（参考資料 2 頁）

3. 企業型DC規約への記載

現在も、各企業型DC規約では、DC法第 3 条第 3 項第 7 号に掲げる事項として、拠出区分期間を定めることを求めています。1. と 2. の見直し内容を踏まえ、令和 4 年 10 月 1 日以降、従業員が iDeCo に加入するためには、これが「1 月」や「各月」となっていることが必要になります。（DC令第 11 条の 2 第 1 項第 1 号）

これに加えて、各月の拠出限度額（DC令第 11 条各号の額）を超える拠出がないことも必要であり、超過拠出が「有り」の場合には、法第 3 条第 3 項第 7 号に掲げる事項として、企業型DC規約に記載することが必要です。（DC令第 11 条の 2 第 1 項第 2 号）

また、各月の拠出限度額の範囲内での各月拠出となっていない（DC令第 11 条の 2 第 1 項各号のいずれかに該当する）場合は、法第 3 条第 3 項第 7 号に掲げる事項と

して、その旨を記載することが必要になります。

併せて、企業型DC規約の必須の記載事項ではありませんが、分かりやすさの観点から事業主が任意でiDeCoへの加入の可否を記載いただくようお願いするとともに、加入者への周知に努めていただくようお願いいたします。企業型DC規約に記載しない場合も同様に周知をお願いします。

さらに、事業主は、企業型DC規約において、事業主掛金に関して各月の拠出限度額の範囲内での各月拠出となっていない（DC令第11条の2第1項各号のいずれかに該当する）旨を定めているときは、速やかに、企業型記録関連運営管理機関（企業型RK）へ通知が必要です。（参考資料3頁）

4. 承認申請等の取扱い

令和4年10月の施行に際し、各月の拠出限度額の範囲内での各月拠出であり（DC令第11条の2第1項各号に該当せず）、他に規約変更事項がない場合には、地方厚生（支）局の承認又は届出は不要です。

ただし、分かりやすさの観点からiDeCoに加入可である旨を企業型DC規約に記載する場合や、現行のiDeCoへの同時加入の規定を削る場合は、確定拠出年金法施行規則第5条第2項第9号の規定に基づき、特に軽微な変更として地方厚生（支）局への届出が必要となります。

一方、各月の拠出限度額の範囲内での各月拠出となっていない（DC令第11条の2第1項各号のいずれかに該当する）場合は、DC法第3条第3項第7号に掲げる事項としてその旨と、iDeCoに加入不可である旨を企業型DC規約に記載し、DC法第5条第1項の規定に基づき、地方厚生（支）局の承認が必要です。

なお、年単位拠出から各月拠出に変更する場合など拠出区分期間を変更する場合には、DC法第3条第3項第7号に掲げる事項として、地方厚生（支）局の承認が必要となります。（参考資料4頁）

5. 申請期限等

今般の、DC令第11条の2第1項各号の該当を記載する規約変更の承認申請については、令和4年1月以降、地方厚生（支）局において受付を開始します。申請が多数、集中して提出される可能性があるため、施行後の対応を決定後、順次、DC令第11条の2第1項各号の該当を追加する企業型DC規約変更の承認申請をお願いします。申請は規約単位で、令和4年6月末を期限とします。

また、施行に伴い地方厚生（支）局への規約変更の届出が必要な事業主は、施行後、遅滞なく変更の届出をお願いします。

当該規約変更の承認申請や届出に際しては、確定拠出年金企業型年金概要書（以下「概要書」という。）に新たに設ける「個人型DCの加入の可否」の項目を記載していただくこととなります。（詳細は「第2 確定拠出年金企業型年金概要書の取扱いの見直し」を参照）

また、企業型DC規約の中に複数の事業主が存在する場合においては、申請事務の効率性の観点から、規約内の全ての事業主において施行後の対応を決めた上で、1回でまとめて規約変更の承認申請を行い、概要書は全ての事業所の「個人型DCの加入

の可否」の項目について、「可」又は「不可」を記載する取扱いとします。

なお、DC令第11条の2第1項各号の該当を記載する規約変更の際、その他の規約変更事項をまとめて同時に変更申請を行っても差し支えありません。

また、DC令第11条の2第1項各号のいずれかに該当し、企業型DCの事業主掛金が各月の拠出限度額の範囲内での各月拠出となっていない場合に必要な、事業主から企業型記録関連運営管理機関（企業型RK）への通知については、必ず、令和4年7月末までに行っていただくようお願いします。企業型RKへの通知は、地方厚生（支）局への変更の承認申請中でも可能です。（参考資料9頁）

第2 確定拠出年金企業型年金概要書の取扱いの見直し

企業型DC規約に関する承認申請書又は届出書を地方厚生（支）局に提出する際、当該承認申請書等に添付する概要書については、今般の法令改正に伴い「個人型DCの加入の可否」等の項目を追加しますが、これに併せて記載項目を大幅に簡素化するとともに、提出形態を「紙」から「電子ファイル」に変更することで、事業主の負担軽減を図ることとします。

令和4年1月以降に提出する承認申請書等については、概要書を電子ファイルにより作成し提出することを原則とします。

なお、電子ファイルによる提出が困難である場合は、各地方厚生（支）局と個別に連絡の上、電子ファイルによる提出の準備が整うまでの間（ただし、令和6年11月末日までを適用日とする承認申請等に限る。）の例外的な取り扱いとして、（3）を参照いただき、これまでと同様、事業主が概要書を「紙」により作成し提出することを可能とします。（参考資料5頁）

（1）記載項目について

概要書に記載する項目は以下のとおりとします。法令改正等に伴い今般、新たに追加する記載項目は⑬～⑮であり、その内容は以下に示すとおりです。また、⑫～⑮については実施事業所数分を記載します。

なお、提出形態によって記載方法等が多少異なる部分がありますので、詳細は下記の（2）及び（3）を十分御確認ください。

- ① 規約承認番号
- ② 規約名
- ③ 実施（代表）事業所名称
- ④ 郵便番号
- ⑤ 所在地
- ⑥ 事業主名称
- ⑦ 郵便番号
- ⑧ 住所
- ⑨ 実施事業所数
- ⑩ 企業型運用関連運営管理機関登録番号

- ⑪ 企業型運用関連運営管理機関の名称
- ⑫ 実施事業所連番
- ⑬ 実施事業所名称
- ⑭ 所在地
- ⑮ 事業主名称
- ⑯ 住所
- ⑰ 他の企業年金制度の有無
- ⑱ 他の企業年金制度の種類
- ⑲ 他の企業年金制度の規約番号（※１）
- ⑳ 拠出限度額の経過措置の適用（※２）
- ㉑ 個人型ＤＣの加入の可否（※３）

（※１）令和６年１２月から記載が必須となる項目について、今般、任意の記載項目として追加するもの。実施事業所が、確定給付企業年金を実施し、又は厚生年金基金に加入している場合は、その規約番号を記載します。

（※２）令和６年１２月から記載が必須となる項目について、今般、任意の記載項目として追加するもの。令和６年１１月末までの間は、全て「旧制度」と記載します。「旧制度」は現行制度であり、すなわち、拠出限度額は月額２．７５万円です。

（※３）規約におけるＤＣ令第１１条の２第１項各号の該当の有無を基に、個人型ＤＣの加入の可否を設定します。なお、令和４年１月～９月末までの間は当該項目の記載に係る規約変更の承認申請時以降において、１０月以降は全ての規約（変更）の承認申請又は届出時において、必須の記載項目となります。

（２）電子ファイルによる提出

① 電子ファイルの作成

概要書は３つの電子ファイルにより構成され、それぞれのファイルに指定する項目を記載して作成します。

なお、電子ファイルの作成の詳細については、別紙１「電子ファイルによる確定拠出年金企業型年金概要書の作成仕様」を参照してください。

② 電子ファイルの提出

電子ファイルについては、ＣＤ－Ｒ等の電子媒体に記録して承認申請書等に添付する方法、又は地方厚生（支）局が別途指定するメールアドレス宛にメール送信する方法のいずれかを選択して提出いただくこととします。

なお、事務処理の簡素化のため、承認申請書等の提出を運営管理機関がまとめて提出することも可能とし、事前に各地方厚生（支）局と個別調整していただいた上で、例えば、当該運営管理機関が一定の期間内（１か月を最大）に提出した承認申請書等に係る概要書について、まとめて１回で提出するなどの取扱いとして差し支えありません。

（３）紙による提出

上記（１）で示した記載項目のうち、②～⑪、⑬～⑱及び㉑の項目について、別紙２に示す様式（従来の概要書の様式の一部）に記載するものとします。別紙２の白抜き部分が、②～⑪、⑬～⑱及び㉑に対応していますので、項目名を確認しながら記載ください。グレー部分は記載不要箇所を示しています。この場合において、㉑の項目については、「個人型年金」の欄を使用し、「可」又は「不可」と記入してください。

紙媒体の概要書については、企業型ＤＣ規約の承認申請書等に添付して提出いただくこととします。

電子ファイルによる確定拠出年金企業型年金概要書の作成仕様

概要書は以下に示す 3 つの電子ファイルにより構成され、それぞれのファイルに指定する項目を記載して作成する。
ファイル形式はMicrosoft Excel（拡張子は".xlsx"）又はCSV（拡張子は".csv"）とする。

なお、CSVの場合、以下によること。

- ・ 文字コードはShift-JISとする。
- ・ 項目（フィールド）区切りはカンマ（,）、レコード区切りは改行コード（CrLf、Lf）とする。
- ・ 項目値にカンマ（,）、ダブルクォーテーション（"）、改行コード（CrLf、Lf）を含む場合は、項目値をダブルクォーテーション（"）で囲むこと。
- ・ 項目値のダブルクォーテーション（"）にはエスケープ処理（""に置換）すること。

1. 規約情報ファイル

＜ファイル名＞ xxxxxxxx-1-yyyymmdd.xlsx（又はcsv）（全て半角）
 → "xxxxxxx"は規約承認番号（新規承認申請時はオールゼロ（0））
 → "yyyymmdd"は申請（届出）年月日（"20220101"などと設定）

＜データ件数＞ 1レコードのみ設定

＜データ項目＞

	必須	項目	設定値	説明	備考
1-①	△	規約承認番号	テキスト型 半角数字8桁		新規承認申請時のみ設定なしとする
1-②	○	規約名	テキスト型		
1-③	○	実施	名称	テキスト型	
1-④	○	(代表)	郵便番号	テキスト型	「999-9999」の形式で設定する
1-⑤	○	事業所	所在地	テキスト型	
1-⑥	○	事業主	名称	テキスト型	
1-⑦	○		郵便番号	テキスト型	「999-9999」の形式で設定する
1-⑧	○		住所	テキスト型	
1-⑨	○	実施事業所数	半角数値		
1-⑩	○	企業型運用関連 運営管理機関登録番号	半角数値		主たる企業型運用関連運営管理機関 （1社のみ）を記載する。
1-⑪	○	企業型運用関連 運営管理機関の名称	テキスト型		

2. 事業所 基本情報ファイル

＜ファイル名＞ xxxxxxxx-2-yyyymmdd.xlsx（又はcsv）（全て半角）
 → "xxxxxxx"は規約承認番号（新規承認申請時はオールゼロ（0））
 → "yyyymmdd"は申請（届出）年月日（"20220101"などと設定）

＜データ件数＞ 実施事業所数分のレコードを設定

＜データ項目＞

	必須	項目	設定値	説明	備考
2-①	△	規約承認番号	テキスト型 半角数字8桁		新規承認申請時のみ設定なしとする
2-②	○	実施事業所連番	半角数値	実施事業所に対する連番を付与する	
2-③	○	実施事業所	名称	テキスト型	代表事業所を含む
2-④	○		所在地	テキスト型	同上
2-⑤	○	事業主	名称	テキスト型	代表事業主を含む
2-⑥	○		住所	テキスト型	同上

3. 事業所 企業年金実施状況ファイル

＜ファイル名＞ xxxxxxxx-3-yyyymmdd.xlsx (又はcsv) (全て半角)
 → "xxxxxxx"は規約承認番号(新規承認申請時はオールゼロ(0))
 → "yyyymmdd"は申請(届出)年月日("20220101"などと設定)

＜データ件数＞ 実施事業所数分のレコードを設定

＜データ項目＞

	必須	項目	設定値	説明	備考
3-①	△	規約承認番号	テキスト型 半角数字8桁		新規承認申請時のみ設定なしとする
3-②	○	実施事業所連番	半角数値	実施事業所に対する連番を付与する	
3-③	○	実施事業所名称	テキスト型		代表事業所を含む
3-④	○	事業主名称	テキスト型		代表事業主を含む
3-⑤	○	他の企業年金制度の有無	半角数値1桁 1 or 2	1:無 2:有	
3-⑥		他の企業年金制度の種類	テキスト型	1:厚生年金基金 2:確定給付企業年金 3:私学共済制度 4:石炭鉱業年金基金 (他制度なしの場合、設定なし)	複数ある場合、該当する選択肢すべてをカンマ(,)で区切って設定すること
3-⑦	※1	他の企業年金制度の規約番号	テキスト型	他制度の種類に1、2がある場合、それぞれ指定の形式(注)で設定する(それ以外、設定なし)	複数ある場合、すべての規約番号をカンマ(,)で区切って設定すること ※1 2024/11末まで設定は任意。それ以降の申請・届出時に該当があれば設定が必要。
3-⑧	○ ※2	拠出限度額の経過措置の適用	半角数値1桁 1 or 2	1:旧制度(適用有) 2:新制度(適用無)	※2 2024/11末までは全て「1」を設定
3-⑨	○ ※3	個人型D Cの加入の可否	半角数値1桁 1 or 2	変更後規約における政令11条の2第1項各号の該当の有無を基に、以下のいずれかを設定 1:可 2:不可	※3 令和4年1月～9月末までの間は当該項目の記載に係る規約変更の承認申請時以降、10月以降は全ての規約(変更)の承認申請又は届出時に於いて、必須の記載項目とする。

注) 項番3-⑦にかかる指定の形式について

- ・他制度の種類「1」の指定の形式…“東基9999”とする。番号が4桁未満の場合、左側に0パディングする。
- ・他制度の種類「2」の指定の形式…“●▲999999”とする。番号が6桁未満の場合、6桁となるよう左側に0パディングする。
 - …管轄厚生(支)局を示す漢字一文字を設定。
 北海道 → 「北」、東北 → 「東」、関東信越 → 「関」、東海北陸 → 「海」、
 近畿 → 「近」、中国四国 → 「中」、四国支局 → 「四」、九州 → 「九」
 - ▲…「規約型」、「基金型」の別を示す漢字一文字を設定。規約型→「規」、基金型→「基」

電子ファイルによる確定拠出年金企業型年金概要書の作成仕様 (続き)

参考 データ項目の設定 (イメージ)

1. 規約情報ファイル

01234567	企個スマート企業型年金規約	株式会社厚労商会	123-4567	東京都千代田区霞が関1-2-2	株式会社厚労商会	123-4567	東京都千代田区霞が関1-2-2	5	123	株式会社〇△銀行
1-①	1-②	1-③	1-④	1-⑤	1-⑥	1-⑦	1-⑧	1-⑨	1-⑩	1-⑪

2. 事業所_基本情報ファイル

01234567	1	株式会社厚労商会	東京都千代田区霞が関1-2-2	株式会社厚労商会	東京都千代田区霞が関1-2-2
01234567	2	株式会社厚労商会 新宿支店	東京都新宿区△△△1-2-3	株式会社厚労商会	東京都千代田区霞が関1-2-2
01234567	3	年金倉庫株式会社	埼玉県さいたま市中央区〇〇〇1丁目1	年金倉庫株式会社	埼玉県さいたま市中央区〇〇〇1丁目1
01234567	4	有限会社健保商事	大阪府大阪市中央区◇◇◇2番地1	有限会社健保商事 取締役 企個太郎	大阪府大阪市中央区◇◇◇2番地1
01234567	5	株式会社福祉商店	宮崎県宮崎市□□□9丁目8番7号	株式会社福祉商店	宮崎県宮崎市□□□9丁目8番7号
2-①	2-②	2-③	2-④	2-⑤	2-⑥

3. 事業所_企業年金実施状況ファイル

01234567	1	株式会社厚労商会	株式会社厚労商会	2	1,2	東基0123,関規123456	1	2
01234567	2	株式会社厚労商会 新宿支店	株式会社厚労商会	2	1,2	東基0123,関規123456	1	2
01234567	3	年金倉庫株式会社	年金倉庫株式会社	2	1	東基1234	1	1
01234567	4	有限会社健保商事	有限会社健保商事 取締役 企個太郎	1			1	1
01234567	5	株式会社福祉商店	株式会社福祉商店	2	2	九規012345,九基123456	1	1
3-①	3-②	3-③	3-④	3-⑤	3-⑥	3-⑦	3-⑧	3-⑨

確定拠出年金企業型年金概要書 (1/3)

[規約名： 1-2]

1 企業型年金 2 簡易企業型年金 ※左記は該当するものに○を付してください。

実施（代表）事業所名称		所在地				
1-3		〒1-4	1-5			
事業主名称		住所				
1-6		〒1-7	1-8			
業態	従業員数	他の企業年金制度	実施事業所数			
		1 無 2 有 ()	1-9			
事業主が行う運営管理業務の内容 (委託する業務を除く。)		例外的に紙で提出する場合、 赤、青、緑で囲んだ項目のみ 記載する。				
運営管理機関	区分	1 委託	登録番号	1-10	名称	1-11
		2 再委託	所在地			
	委託事務の内容					
(3社以上に委託または再委託を行う場合は、別紙2に記載のうえ添付してください。)	区分	1 委託	登録番号		名称	
		2 再委託	所在地			
	委託事務の内容					
資産管理機関	名称		所在地			

実施事業所一覧

〔規約名： 〕

実施事業所名称		所在地					
2-③	3-③	2-④					
事業主名称		住所					
2-⑤	3-④	2-⑥					
業 態	従業員数	他の企業年金制度	資産移換制度	従業員拠出	個人型年金	加入資格 年齢引上げ	
		1 無 2 有 (厚・確・私・石)	1 無 2 有 (厚・確・中・退)	1 無 2 有	1 無 2 有	1 無 2 有	
指定運用方法の名称 又は運用の方法の種類							
実施事業所名称		所在地					
事業主名称		住所					
業 態		従業員数	他の企業年金制度	資産移換制度	従業員拠出	個人型年金	加入資格 年齢引上げ
			1 無 2 有 (厚・確・私・石)	1 無 2 有 (厚・確・中・退)	1 無 2 有	1 無 2 有	1 無 2 有
指定運用方法の名称 又は運用の方法の種類							
実施事業所名称		所在地					
事業主名称		住所					
業 態		従業員数	他の企業年金制度	資産移換制度	従業員拠出	個人型年金	加入資格 年齢引上げ
			1 無 2 有 (厚・確・私・石)	1 無 2 有 (厚・確・中・退)	1 無 2 有	1 無 2 有	1 無 2 有
指定運用方法の名称 又は運用の方法の種類							

例外的に紙で提出する場合、
赤、青、緑で囲んだ項目のみ
記載する。

今般、概要書に新たに設ける「個人型DCの加入
の可否」の項目は、現在の様式の「個人型年金」
の欄を使用し、「可」又は「不可」と記入する。

- (注1) 厚＝厚生年金基金、確＝確定給付企業年金、中＝中小企業退職金共済、私＝私立学校教職員共済、
退＝退職手当制度、石＝石炭鉱業年金基金
- (注2) 「他の企業年金制度」欄は、当該事業所の確定拠出年金加入者が他の企業年金制度に加入している
場合は、その制度に○印を付すこと。
- (注3) 「資産移換制度」欄は、当該事業所が他の企業年金制度等から資産移換している場合は、その制度
に○印を付すこと。
- (注4) 「従業員拠出」欄は、企業型年金加入者による掛金の拠出制度の実施の有無について、いずれかに
○印を付すこと。
- (注5) 「個人型年金」欄は、企業型年金加入者が個人型年金に加入可能とする規約の実施の有無について、
いずれかに○印を付すこと。
- (注6) 「加入資格年齢引上げ」欄は、加入資格年齢を60歳以上に引上げる規約の実施の有無について、
いずれかに○印を付すこと。
- (注7) 「指定運用方法の名称又は運用の方法の種類」欄は、当該事業所が指定運用法を提示している場合
のみ、指定運用方法として選定する商品の名称又は確定拠出年金法施行令第15条第1項の表の中欄
に掲げる区分を記載すること。

參考資料

企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和

【現行】

- 企業型DC加入者のうちiDeCo(月額2.0万円以内)に加入できるのは、拠出限度額の管理を簡便に行うため、iDeCoの加入を認める企業型DC規約の定めがあって事業主掛金の上限を月額5.5万円から月額3.5万円に引き下げた企業の従業員に限られている。事業主掛金が高い従業員が一部いること等により事業主掛金の上限の引下げは困難となっているため、ほとんど活用されていない現状にある。
- 事業主掛金の上限を引き下げない限り、当該企業型DCの加入者全員がiDeCoに加入できないため、**事業主掛金が高い従業員にとっては、拠出可能な枠に十分な残余があるにもかかわらず、iDeCoに加入できない状態となっている。**

【見直し内容(令和4年10月1日施行)】

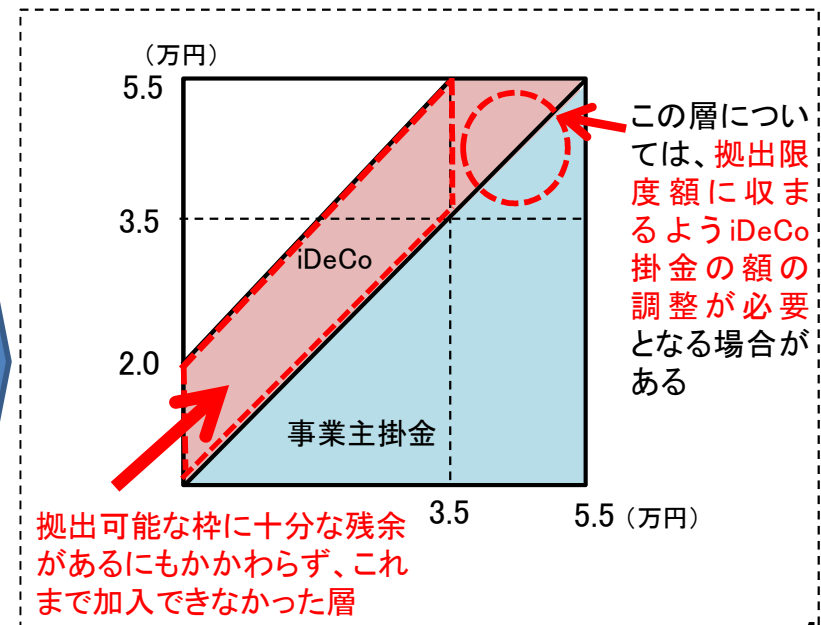
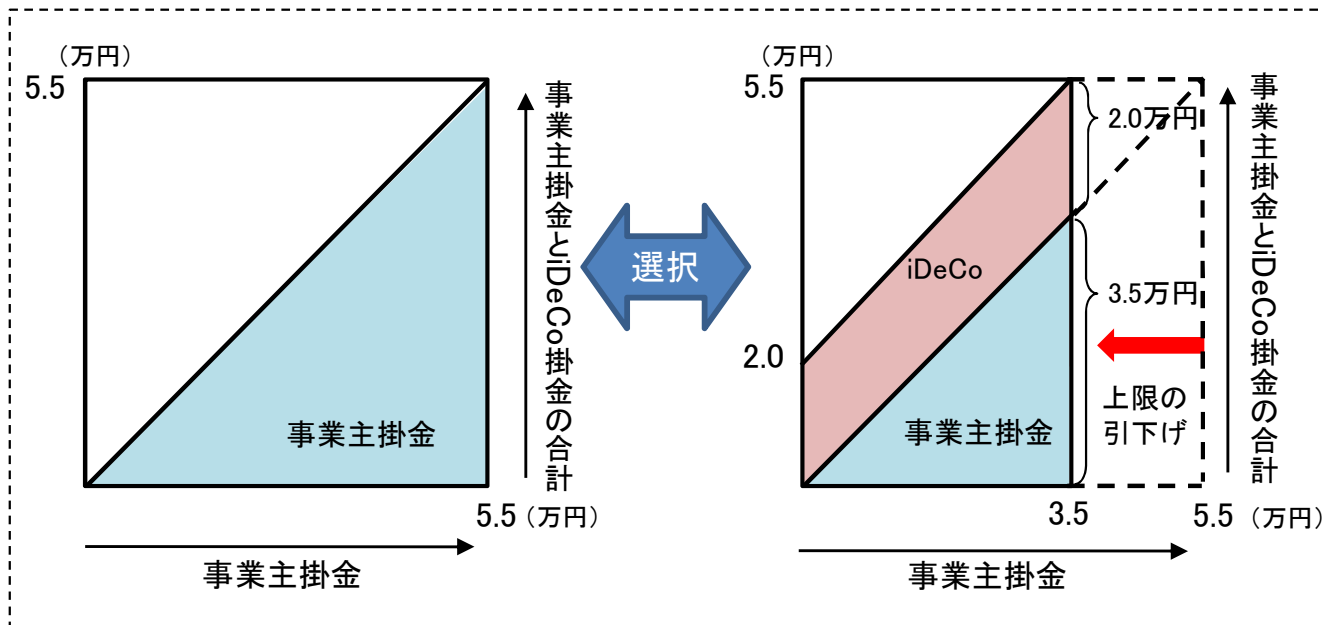
- 企業型DCの事業主掛金とiDeCoの掛金との合算管理の仕組みを構築することで、**企業型DC規約の定めや事業主掛金の上限の引下げがなくても、月額5.5万円から各月の事業主掛金を控除した残余の範囲内で(ただし、月額2.0万円を上限)、iDeCoの掛金を毎月拠出できるよう、改善を図る。**

「月額2.0万円、かつ、事業主の拠出額との合計が月額5.5万円の範囲内」と言い換えることができる。

事業主の拠出額である各月の企業型DCの事業主掛金額が月額3.5万円を超えると、iDeCoの拠出限度額は、その分、減ることとなる。

【現行】 事業主掛金が高い従業員にとっては、拠出可能な枠に十分な残余があるにもかかわらず、iDeCoに加入できない

【改正後】 企業型DCの事業主掛金が高い従業員がiDeCoを利用しやすくなる



※ DB等の他制度にも加入している場合は、5.5万円→2.75万円、3.5万円→1.55万円、2.0万円→1.2万円

DC掛金の年単位拠出の取扱い

- 企業型DCの事業主掛金とiDeCoの掛金については、平成30年1月から任意に決めた月にまとめて拠出（いわゆる年単位拠出）することも選択可能となっているが、この仕組みは任意性が高く、これを把握・管理してiDeCoの拠出限度額を管理しようとする、国民年金基金連合会の事務処理・システム対応が極めて複雑化するため、**今回の要件緩和は、事業主掛金とiDeCoの掛金について、各月の拠出限度額の範囲内での各月拠出に限る。**
- 事業主が、企業型DC規約において、事業主掛金に関して改正確定拠出年金法施行令第11条の2第1項各号に掲げるいずれかの事項を定めている場合、すなわち、**各月の拠出限度額の範囲内での各月拠出となっていない場合は、当該企業型DCの加入者はiDeCoに加入できない。**（改正確定拠出年金法第62条、改正確定拠出年金法施行令第34条の2関係）

改正確定拠出年金法

（個人型年金加入者）

第六十二条 次に掲げる者は、厚生労働省令で定めるところにより、連合会に申し出て、個人型年金加入者となることができる。

- 一 （略）
 - 二 国民年金法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者（企業型年金加入者掛金を拠出する企業型年金加入者その他政令で定める者（第四項第六号において「企業型掛金拠出者等」という。）を除く。）
 - 三・四 （略）
- 2～5 （略）

改正確定拠出年金法施行令

第十一条の二 （略）

- 一 事業主掛金を、企業型掛金拠出単位期間を一月ごとに区分した期間ごとに拠出する方法以外の方法により拠出すること。
- 二 各企業型年金加入者に係る事業主掛金を、この項の規定により、事業主掛金を拠出する日の属する月の前月の末日における前条各号に掲げる企業型年金加入者の区分に応じて当該各号に定める額を超えて拠出すること。

2・3 （略）

（法第六十二条第一項第二号の政令で定める者）

第三十四条の二 法第六十二条第一項第二号の政令で定める者は、企業型年金加入者掛金を拠出する企業型年金加入者以外の企業型年金加入者であって、企業型年金規約において第十一条の二第一項各号のいずれかの事項を定めている企業型年金の企業型年金加入者とする。

改正確定拠出年金法施行規則（改正案）（※条文は調整途中につき、変動がありうるもの。）

（加入者情報等の通知）

第十条 事業主は、企業型年金規約の承認を受けたときは、速やかに、次に掲げる事項を、企業型記録関連運営管理機関に通知するものとする。

- 一～三 （略）
 - 四 企業型年金規約において、事業主掛金に関して令第十一条の二第一項各号に掲げる事項のいずれかの事項を定めているときは、その旨
- 2 （略）

（事業主が行う企業型記録関連運営管理機関への通知）

第十一条 （略）

2～10 （略）

11 事業主は、新たに前条第一項第四号に該当することとなったとき又は同号に該当しなくなったときは、速やかに、その旨を企業型記録関連運営管理機関に通知するものとする。

企業型DC規約の記載イメージ

- 各企業型DC規約では、確定拠出年金法第3条第3項第7号に掲げる事項として、拠出区分期間を定めているが、従業員がiDeCoに加入できるためには、これが「1月」や「各月」となっていることが必要である(力欄)。(確定拠出年金法施行令第11条の2第1項第1号)
- これに加えて、政令第11条各号の額を超える拠出がないことも必要であり、超過拠出が「有り」の場合には、法第3条第3項第7号に掲げる事項として、規約に記載することとする(キ欄)。(政令第11条の2第1項第2号)
- また、(力欄)と(キ欄)から、政令第11条の2第1項各号のいずれかに該当する場合は、法第3条第3項第7号に掲げる事項として、その旨を記載することとする(ク欄)。併せて、規約の必須事項ではないが、分かりやすさの観点から事業主が任意でiDeCo加入の可否を記載し、加入者に周知することとする(ケ欄)。ケ欄を規約に記載しない場合も事業主はiDeCo加入の可否を十分に加入者に周知する必要がある。
- さらに、事業主は、企業型DC規約において、事業主掛金に関して政令第11条の2第1項各号に掲げるいずれかの事項を定めているときは、企業型記録関連運営管理機関(企業型RK)への通知が必要となる。(確定拠出年金法施行規則(改正案)第10条・第11条)

規約変更のイメージ

(事業主掛金の額の算定方法)

第〇条 各加入者に係る事業主掛金の額は、別表第●のア欄に掲げる実施事業所ごとに(中略)とする。

(個人型年金への加入)

第〇条 事業主掛金に関して政令第11条の2第1項各号に該当するかについては、別表第●のア欄に掲げる実施事業所ごとに、同表のク欄に掲げるとおりとする。

2 加入者が国民年金基金連合会に申し出て、個人型年金加入者となることのできるのは、別表第●のア欄に掲げる実施事業所ごとに、同表のケ欄に掲げるとおりとする。

(別表第●)

実施事業所の名称(ア)	(イ) ～ (オ)	拠出区分 期間(力)	政令第11条各号の額を 超える拠出(キ)	政令第11条の2第1項各号 の該当(ク)	個人型DCの加入 の可否(ケ)
XXXXXXXXXX	(略)	1月(各月)			可
XXXXXXXXXX	(略)	1月(各月)	有	有	不可
XXXXXXXXXX	(略)	12月		有	不可

(1)力欄が「1月(各月)」で、
キ欄の拠出がない ⇒ 空欄
(2)力欄が「1月(各月)」で、
キ欄の拠出がある ⇒ 「有」
(3)力欄が「1月(各月)」以外 ⇒ 空欄

(1)力欄が「1月(各月)」で、
キ欄が空欄 ⇒ 空欄
(2)キ欄が「有」 ⇒ 「有」
(3)力欄が「1月(各月)」以外
⇒ 「有」

(1)ク欄が空欄
⇒ 「可」
(2)ク欄が「有」
⇒ 「不可」
※ 任意記載事項

企業型DC規約の変更の取扱い

- 令和4年10月の施行に際し、確定拠出年金法施行令第11条の2第1項各号に該当せず、他に規約変更事項がない場合には、承認／届出は不要。(分かりやすさの観点からiDeCoに加入可である旨を企業型DC規約に記載する場合や、現行のiDeCo同時加入の規定を削る場合は、確定拠出年金法施行規則第5条第2項第9号の規定に基づき、特に軽微な変更として地方厚生局へ届出。)(黄色部分)
- 一方、政令第11条の2第1項各号のいずれかに該当する場合は、確定拠出年金法第3条第3項第7号に掲げる事項としてその旨と、iDeCoに加入不可である旨を企業型DC規約に記載し、法第5条第1項の規定に基づき、地方厚生局の承認が必要。(青色部分)

規約の規定状況			改正後の規約				承認／届出
	拠出区分 期間	個人型	拠出区分 期間	政令第11条各号の 額を超える拠出	政令第11条の2第 1項各号の該当	個人型の 加入の可否	
A社	1月 (各月)	加入可	1月 (各月)			個人型 加入可	規約変更事項がない場合 承認／届出不要
B社	1月 (各月)	— (加入不可)		有	有	個人型 加入不可	
C社	年単位	加入可	年単位		有	個人型 加入不可	地方厚生局の承認が必要
D社	年単位	— (加入不可)					

分かりやすさの観点からiDeCoに加入可である旨を記載する場合や、現行のiDeCo同時加入の規定を削る場合は、特に軽微な変更として、地方厚生局へ届出

政令第11条の2第1項各号該当性「有」の場合、地方厚生局の承認が必要

拠出区分期間を変更する場合、地方厚生局の承認が必要

法第3条第3項第7号に掲げる事項

任意記載

確定拠出年金企業型年金概要書の簡素化

- 現行、企業型年金規約の変更を行う場合、地方厚生局に提出する「規約変更承認申請書」又は「規約変更届出書」には、企業型年金規約の概要について記載した「確定拠出年金企業型年金概要書」(概要書)を添付する必要がある。
- 今般、改正法の施行に伴って、全ての事業主において、拠出区分期間と政令第11条各号の額を超える拠出の有無を確認し、企業型年金規約に、政令第11条の2第1項各号に該当する場合はその旨と、個人型DCの加入の可否を記載していただくこととなることから、概要書についても「個人型DCの加入の可否」の項目を追加するが、これに併せて記載項目を大幅に簡素化するとともに、提出形態を「紙」から「電子ファイル」に変更することで、事業主の負担軽減を図ることとする。
- 令和4年1月以降、地方厚生局に対する規約変更等の承認申請・届出に際して、事業主は、電子ファイル(Excel又はCSV)により概要書を作成・提出することとなる。(改正後の概要書は下記のとおり。)
- なお、令和4年1月以降は電子ファイルを原則とするが、電子ファイルによる提出が困難である場合は、各地方厚生局と個別に連絡の上、電子ファイルによる提出の準備が整うまでの間の例外的な取り扱いとして、これまでと同様、紙による提出が可能。この場合、6頁～8頁を参照し紙の概要書に簡素化後の項目についてのみ記載して提出することとする。ただし、令和6年12月以降に記載が必要となる項目(青囲み部分)を提出する時には、電子ファイルによる提出を必須とする。

改正後の確定拠出年金企業型年金概要書

「確定拠出年金企業型年金概要書」について、記載項目を簡素化したうえで、改正法の施行等に伴い必要となる項目を追加する。
また、紙による提出を廃止し、電子ファイルによる提出とする。(項目を以下の3つの電子ファイル(Excel又はCSV)にそれぞれ記載し、提出。)

1. 規約情報

→ 企業型DC規約の基本情報を把握する目的で使用する

- ・ **規約承認番号**
- ・ 規約名
- ・ 実施(代表)事業所名称
- ・ 所在地(郵便番号あり)
- ・ 事業主名称
- ・ 住所(郵便番号あり)
- ・ 実施事業所数
- ・ 運営管理機関登録番号
- ・ 運営管理機関の名称

2. 事業所_基本情報(事業所数分を連記)

→ 実施事業所の基本情報を把握する目的で使用する

- ・ **規約承認番号**
- ・ **実施事業所連番**
- ・ 実施事業所名称
- ・ 所在地
- ・ 事業主名称
- ・ 住所

今般の企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和に伴い、記載項目として追加。
【令和4年10月～必須項目】

3. 事業所_企業年金実施状況(事業所数分を連記)

→ 実施事業所における「個人型DC加入可否」、「他の企業年金制度の実施状況」等を把握する目的で使用する

- ・ **規約承認番号**
- ・ **実施事業所連番**
- ・ 実施事業所名称
- ・ 事業主名称
- ・ 他の企業年金制度の有無
- ・ 他の企業年金制度の種類
- ・ **他の企業年金制度の規約番号**
- ・ **拠出限度額の経過措置の適用**
- ・ **個人型DCの加入の可否**

令和6年12月以降、記載が必須となる(青囲み部分)が、今回、事前に任意記載項目として追加。

「拠出限度額の経過措置の適用」は、令和6年11月までは全て「旧制度」と記載

※**赤字**は、現行の「確定拠出年金企業型年金概要書」にない項目

確定拠出年金企業型年金概要書 (1/3)

〔規約名: 1-②〕

1 企業型年金 2 簡易企業型年金 ※左記は該当するものに○を付してください。

実施(代表)事業所名称		所在地	
1-③		1-④ 1-⑤	
事業主名称		住所	
1-⑥		1-⑦ 1-⑧	
業態	従業員数	他の企業年金制度	実施事業所数
		1 無 2 有 ()	1-⑨
事業主が行う運営管理業務の内容(委託する業務を除く。) 例外的に紙で提出する場合、 赤、青、緑で囲んだ項目のみ 記載する。			
運営管理機関 (3社以上に委託または再委託を行う場合は、別紙2に記載のうえ添付してください。)	区分	1 委託 2 再委託	登録番号 1-⑩ 名称 1-⑪
	委託事務の内容		
	区分	1 委託 2 再委託	登録番号 所在地 名称
	委託事務の内容		
資産管理機関	名 称		所 在 地

確定拠出年金企業型年金概要書 (2/3)

〔規約名: 〕

加入者資格 (簡易企業型年金である場合は「1」に○を付してください。)	1 従業員全員 2 一定の資格 〔 内容 全て省略 〕			
掛金額の算定方法 (簡易企業型年金である場合は「1」に○を付してください。)	1 定率 () 2 定率 () 3 併用 () <特記事項>			
運用の方法 (該当するもの全てに○を付してください。)	1 預金または貯金 2 信託会社への信託 3 有価証券の売買 4 生命保険等または生命共済 5 損害保険			
運用指図の方法				
事務費・手数料の負担 (負担者は 1 事業主 2 加入者 3 その他 負担方法は 1 掛金 2 資産 3 その他 負担時期・回数記入)	事務費・手数料	負担者	負担方法	負担額・割合
	○運営管理機関 ・記録関連業務費用 ・運用関連業務費用 ・その他 ()			
	○資産管理機関 ・資産管理費用 ・その他 ()			
	○いわゆる投資教育に要する費用 ○法第25条第4項に係る費用 <特記事項>			
給付の方法	老齢給付 1 一時金有 2 一時金無 障害給付 1 一時金有 2 一時金無 <特記事項>			
返還資産額の有無	(算定方法) 1 有 2 無 <特記事項>			

確定拠出年金企業型年金概要書（3/3）

○ 運用商品

選定した運用商品の種類についてあるものを○で囲み、それぞれの数を記載する。

① 預金又は貯金 品目

② 信託会社への信託 品目

③ 有価証券の売買 品目

（そのうち、個別株又は個別株ファンドについて内容及びその数について記載してください。）

内容：

④ 生命保険等又は生命共済 品目

⑤ 損害保険 品目

合計 品目

○ 手数料

加入者又は受給者一人当たりについて運営管理機関又は資産管理機関に支払う手数料の額（年額）及びそれぞれの負担者（事業主又は加入者等の別）を記載する。

	金額	負担者
① 運用関連運営管理機関に対する手数料	円（ ）	
② 記録関連運営管理機関に対する手数料	円（ ）	
③ 資産管理機関に対する手数料	円（ ）	
④ 運用商品に付随する手数料	円（ ）	
⑤ 投資教育に要する経費	円（ ）	

○ 掛金（年額）

掛金の水準がどの程度か記載する。

金額	円から	円
区分	段階	

別紙 1

実施事業所一覧

〔規約名： 〕

実施事業所名称		所在地				
2-③	3-③	2-④				
事業主名称		住所				
2-⑤	3-④	2-⑥				
業 態	従業員数	他の企業年金制度	資産移換制度	従業員拠出	個人型年金	加入資格 年齢引上げ
		1 無 2 有（厚・確・私・石）	1 無 2 有（厚・確・中・退）	1 無 2 有	1 無 2 有	1 無 2 有
指定運用方法の名称 又は運用の方法の種類						
実施事業所名称		所在地				
事業主名称						
住所						
業 態	従業員数	他の企業年金制度	資産移換制度	従業員拠出	個人型年金	加入資格 年齢引上げ
		1 無 2 有（厚・確・私・石）	1 無 2 有（厚・確・中・退）	1 無 2 有	1 無 2 有	1 無 2 有
指定運用方法の名称 又は運用の方法の種類						

例外的に紙で提出する場合、
赤、青、緑で囲んだ項目のみ
記載する。

今般、概要書に新たに設ける「個人型DCの加入
の可否」の項目は、現在の様式の「個人型年金」
の欄を使用し、「可」又は「不可」と記入する。

（注1）厚＝厚生年金基金、確＝確定給付企業年金、中＝中小企業退職金共済、私＝私立学校教職員共済、退＝退職手当制度、石＝石炭鉱業年金基金

（注2）「他の企業年金制度」欄は、当該事業所の確定拠出年金加入者が他の企業年金制度に加入している場合は、その制度に○印を付すこと。

（注3）「資産移換制度」欄は、当該事業所が他の企業年金制度等から資産移換している場合は、その制度に○印を付すこと。

（注4）「従業員拠出」欄は、企業型年金加入者による掛金の拠出制度の実施の有無について、いずれかに○印を付すこと。

（注5）「個人型年金」欄は、企業型年金加入者が個人型年金に加入可能とする規約の実施の有無について、いずれかに○印を付すこと。

（注6）「加入資格年齢引上げ」欄は、加入資格年齢を60歳以上に引上げる規約の実施の有無について、いずれかに○印を付すこと。

（注7）「指定運用方法の名称又は運用の方法の種類」欄は、当該事業所が指定運用法を提示している場合のみ、指定運用方法として選定する商品の名称又は確定拠出年金法施行令第15条第1項の表の中欄に掲げる区分を記載すること。

運 営 管 理 機 関 一 覧

〔規約名： 〕

区分	1 委 託	登録番号		名 称	
	2 再委託	所 在 地			
委託事務の内容					

全て省略

区分	1 委 託	登録番号		名 称	
	2 再委託	所 在 地			
委託事務の内容					

区分	1 委 託	登録番号		名 称	
	2 再委託	所 在 地			
委託事務の内容					

区分	1 委 託	登録番号		名 称	
	2 再委託	所 在 地			
委託事務の内容					

区分	1 委 託	登録番号		名 称	
	2 再委託	所 在 地			
委託事務の内容					

区分	1 委 託	登録番号		名 称	
	2 再委託	所 在 地			
委託事務の内容					

今後のスケジュール

	今般の政令11条の2第1項各号の該当を追加する規約改正	(参考)その他の規約改正
	※ 令和3年12月までは、概要書の提出は現行の項目で紙による。 また、提出時に「個人型DCの加入の可否」を加えることは不可。	
○ 令和4年1月～	概要書の電子ファイルによる提出の受付開始 (これ以降、電子を原則(例外的に紙も可)) 地方厚生局で変更承認申請の受付開始 ※ 規約改正が必要な事業主は、規約単位で変更承認申請 ※ 規約の中に、複数事業主が含まれる場合は、全事業主の施行後の対応を決定後、変更承認申請すること。その際、全ての事業所において、概要書に「個人型DCの加入の可否」の記載を求める。	※ その他の規約改正の際は、概要書に「個人型DCの加入可」である旨加えることは不可。
○ <u>令和4年6月末</u>	地方厚生局の変更承認申請×切	
○ <u>令和4年7月末</u>	政令第11条の2第1項各号のいずれかに該当している場合に、RKに対する通知×切(地方厚生局の変更承認申請中でも可)	
○ 令和4年10月	施行 ※ 施行に伴う規約改正の届出が必要な事業主は、施行後、遅滞なく変更を届け出ること。 ※ 施行後に規約改正を行う場合には、必ず、全ての事業所において、概要書に「個人型DCの加入の可否」の記載が必要。令和6年12月以降、概要書の提出は電子のみ。	

(参考) その他年単位拠出に係る留意事項(過誤納付)

- 現行、企業型DCの事業主掛金の額の算定を誤って、本来の事業主掛金の額を拠出することができなかった場合、同一の拠出単位期間内に、拠出すべきだった事業主掛金の額を上乗せして拠出することができる(上乗せ拠出について規約への規定が必要)。
- 令和4年10月の施行以降、政令第11条各号の額を超えないこととしている場合でも、当該額の範囲内であれば上乗せ拠出は可能だが、上乗せ拠出した結果、政令第36条各号の額の範囲内に収めるために、個人型DCの掛金の調整が必要となった時は、自動的に個人型DCの掛金が減額される(減額した後、個人型DCの掛金の増額が可能となった場合でも、自動的に増額調整は行われない)。
- このため、過誤納付の場合には、現に上乗せ拠出について規約の規定があったとしても、企業型DCの事業主掛金額等を踏まえ、上乗せ拠出の実施や制度外での精算について、事業主に検討いただくこととしている。必要となった確定拠出年金Q&Aの関連部分の改訂を予定。
- なお、政令第11条各号の額を超える拠出を「有り」としている場合には、現行通りの対応が可能。

<確定拠出年金Q&Aの関連部分の改訂イメージ>

	質問	改訂案	現行
68-1	事業主掛金の額の算定を誤って、拠出区分期間に係る本来の事業主掛金の額を拠出することができなかった場合に、拠出すべきだった掛金額と拠出した掛金額との差額を次の拠出区分期間に係る掛金の額に上乗せする事業主掛金の額の算定方法を事前に定めることは可能か。	事業主掛金が各月の拠出限度額の範囲内での各月拠出となっていない場合(令第11条の2第1項各号のいずれかに該当する場合)にあつては、本来拠出すべきだった拠出区分期間と同一の企業型掛金拠出単位期間内(12月から翌年11月)である場合に限り差額を上乗せして拠出することが可能。 ただし、上乗せして拠出する事業主掛金の額は、拠出すべきだった事業主掛金の額と同額とする算定方法でなければならない。 <u>事業主掛金が各月の拠出限度額の範囲内での各月拠出となっている場合(令第11条の2第1項各号のいずれにも該当しない場合)にあつては、各月の拠出限度額の範囲内であれば差額を上乗せして拠出することは可能。</u> <u>ただし、差額を上乗せして拠出される者が個人型DC加入者である場合、上乗せして拠出されたことにより個人型DCの掛金の調整が必要となった時は、自動的に個人型DCの掛金が減額される。</u> <u>このため、実際に過誤納付が生じた場合には、企業型DCの事業主掛金の額及び個人型DCの掛金の額を踏まえ、差額を上乗せして拠出するのか、制度外で精算するのかについて検討いただきたい。</u>	可能。ただし、事業主掛金の額を上乗せして拠出することができる拠出区分期間は、拠出すべきだった拠出区分期間と同一の企業型掛金拠出単位期間内である場合に限ることとし、上乗せして拠出する事業主掛金の額は、拠出すべきだった事業主掛金の額と同額とする算定方法でなければならない。

D C 掛金の年単位拠出の取扱いに係る Q & A （1/3）

	質 問	考え方
1	企業型DCの事業主掛金が毎月拠出となっていない場合、当該企業型DCの加入者はiDeCoに加入できないということか。	政令11条の2第1項第1号に該当するため、企業型DC加入者はiDeCo加入不可となる。また、拠出区分期間については、企業型DC規約に定めることが必要。
2	企業型DCの事業主掛金が、各月の拠出限度額（政令第11条各号の額）を超えて拠出する月がある場合は、当該企業型DCの加入者はiDeCoに加入できないということか。	政令11条の2第1項第2号に該当するため、企業型DC加入者はiDeCo加入不可となる。また、その場合、企業型DC規約に、各月の拠出限度額を超えて拠出する月がある旨、定めることが必要。
3	企業型DCの事業主掛金が毎月拠出となっていない場合や、各月の拠出限度額（政令第11条各号の額）を超えて拠出する月がある場合は、政令11条の2第1項各号に該当する旨を、企業型DC規約に必須で記載する必要があるということか。	法第3条第3項第7号に掲げる事項として必須で規定が必要。
4	「個人型加入の可否」は、企業型DC規約の必須事項ではないということだが、これの規定を求める趣旨は何か。	加入者にも分かりやすいように「個人型DCの加入の可否」を企業型DC規約に記載し、周知いただくことを願うもの。なお、規約に記載しない場合も、トラブル等が生じないよう十分加入者に伝わるよう工夫をお願いしたい。
5	拠出区分期間が1月（各月）、各月の拠出限度額（政令第11条各号の額）を超過しない場合、政令第11条の2第1項各号に該当せず、ほかにも規約変更事項がない場合には、承認／届出は不要ということでしょうか。	ほかにも規約変更事項がなければ、承認／届出は不要。（ただし、例えば、施行前後で拠出区分期間を変更する場合には規約承認事項となる。）
6	企業型DC規約に、iDeCo同時加入可である規定を置いているが、施行後もiDeCo加入可であれば、必ずしも当該規定を削除する必要はないと理解してよいのか。	改正後の法令と規約の内容に矛盾が生じるものでもなく、当該規定を削除する必要はない。

D C 掛金の年単位拠出の取扱いに係る Q & A (2/3)

	質 問	考え方
7	複数事業主が実施する規約において、企業型DC規約に、iDeCo同時加入可である規定を置いているが、一方で、事業所ごとにマッチング拠出ができることを定めている場合は、iDeCo同時加入が不可である旨の規定も置いているケースでは、改正後の法令と矛盾が生じるが、規定の削除が必要か。	改正後の法令と規約の内容に矛盾が生じることから、当該規定を削る変更が必要となる。このほかに規約承認事項が全くない場合、特に軽微な変更として地方厚生局へ届出が必要となる。
8	現行、拠出区分期間が年単位化されており、施行後も年単位化したままの予定の場合、地方厚生局の承認が必要なのか。	施行後も引き続き年単位化したままの場合、政令第11条の2第1項各号に該当することとなり、確定拠出年金法第3条第3項第7号に掲げる事項としてその旨を企業型DC規約に記載する必要があるため、地方厚生局の承認が必要。
9	拠出区分期間が1月（各月）、政令第11条各号の額を超過しない設計であるものの、規約上の記載は「政令第11条各号を超える拠出」も可能となっている規約である場合、規約変更承認が必要となるか。	現行が拠出区分期間が1月（各月）で政令第11条各号を超える拠出がなく、また令和4年10月以降も政令第11条の2第1項各号に該当しないのであれば、ほかに規約承認事項が全くない場合、規約承認は不要。
10	現行規約において過誤納付について規定が置かれているが、実際は、政令第11条各号の額を超過しない設計となっている場合、過誤納付に係る規定の削除まで求められるものではなく、ほかに規約改正事項がない場合、規約変更は不要ということでしょうか。	現行が拠出区分期間が1月（各月）で（過誤納付を含め）政令第11条各号を超える拠出がない、また、令和4年10月以降も政令第11条の2第1項各号に該当しないのであれば、ほかに規約承認事項が全くない場合、規約変更は不要。
11	複数事業主が実施する規約において、まったく関連のない事業主であったとしても、全ての事業主が対応を決定するまで申請することはできないのか。	全ての事業主の対応を決めていただくから1回の申請で完結させることが、地方厚生局及び代表事業主の双方で効率的な取り扱いであると考えているため、まとめて申請するようにお願いしたい。その際、全ての事業所において、概要書に「個人型DCの加入の可否」の記載をお願いしたい。
12	複数事業主が実施する規約において、全ての事業主が対応を決定する前に、そのうちの一部の事業主に関して本制度改正に関係のない規約変更承認申請をしようとする際に、併せてその事業主だけ制度改正に関する変更を行っても良いか。	本制度改正に係る規約改正については、全ての事業主の対応を決めていただくからまとめて申請するようにお願いしており、本制度改正に関係のない規約改正が先んじて必要な場合は、別に分けていただくようお願いしたい。なお、本制度改正に係る規約改正の際に、その他の規約改正を含むことは可能。また、規約変更に必要な労使合意等について、制度改正と、それ以外のものとをまとめて1回で手続きを行い、その書類をそれぞれ別に行う規約の変更の申請・届出の際に用いることは可能である。
13	規約変更承認申請は、通常、適用日の2ヶ月前までに行うことになっているが、令和4年10月施行に係る規約変更の申請については、令和4年6月末が期限となっているが、その趣旨は何か。	多くの事業主から申請等があることが想定されるため、地方厚生局での作業分散化のため設定したスケジュールであり、ご理解をお願いしたい。なお、設定したメットにかかわらず、更なる申請の前倒しなど適宜分散にご協力いただきたい。

D C 掛金の年単位拠出の取扱いに係る Q & A (3/3)

	質 問	考え方
14	令和 4 年 1 月よりも前（令和 3 年12月まで）の規約変更承認申請等の際に、概要書を電子ファイルで提出しても良いか。	地方厚生局における事務処理態勢の整備を考慮し、電子ファイルによる提出は令和 4 年 1 月としており、それ以前は電子ファイルで提出は不可。
15	確定拠出年金企業型年金概要書について、規約変更等の承認申請・届出に限らず、新規の規約承認申請の際にも概要書を電子ファイルで作成・提出する必要があるか。	令和 4 年 1 月以降は、原則、新規の規約承認申請の際にも概要書を電子ファイルで作成・提出することが必要。
16	概要書を電子ファイルでの提出が困難として、紙の概要書で提出する場合に、簡素化後の項目以外を記載して提出しても良いか。	簡素化後の項目が適切に記載されていれば差し支えない。
17	令和 6 年12月以降に記載が必要となる項目を提出する際に電子ファイルによる提出を必須とするとされているが、いつの申請や届出から必須となるのか。	令和 6 年12月以降の施行に係る申請・届出時からは電子ファイルによる提出を必須とする想定。
18	確定拠出年金企業型年金概要書について、複数の実施事業所が参加する規約において、一部事業所の規約変更があった場合、提出されるのは、変更のあった実施事業所のみのデータ、全実施事業所のデータのいずれとなるか。	規約変更の都度、全実施事業所のデータを提出することとなる。
19	確定拠出年金企業型年金概要書について、令和 4 年10月施行に係る規約改正事項が全くない場合には、簡素化後のファイルの提出を必ず求められるものではないと理解してよいか。	規約変更の内容によらず、令和 4 年 1 月以降に規約の変更申請・届出を行う際は、簡素化後の電子ファイルを提出いただくこととなる。 なお、特段の規約変更がない場合において、施行時点で簡素化後のファイルについて一斉提出をお願いする予定はない。
20	確定拠出年金企業型年金概要書の「実施事業所連番」について、連番途中の実施事業所が削除となった際、連番は新たに振り直す（前に詰める）必要があるか。	概要書を提出する時点の実施事業所に対して、1から単純に連番を振っていただくこと（前詰め）を想定。 なお、管理上、番号がユニーク（重複がない）であり、「2.事業所_基本情報ファイル」と「3.事業所_企業年金実施状況ファイル」との間に、同一事業所について同一番号となっていれば、削除事業所を欠番とする取扱いでも問題ない。